

嘱託職員(介護支援専門員)を募集します

総務課(内線560・561)

■募集期間

1月15日(月)～26日(金)

■募集人員

○主任介護支援専門員 1人

※「ケアマネジメントレーダー研修」を終了し、介護支援専門員として実務経験を有する者。

○介護支援専門員 若干名

■職務内容

○主任介護支援専門員：包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務)

○介護支援専門員：介護予防ケアマネジメント業務

■雇用期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日(次年度以降更新する場合があります。)

■勤務場所

伊予市地域包括支援センター(仮称・平成19年4月1日設置予定)

■勤務条件

○勤務時間 (原則)月曜日～金曜日、8時30分～17時30分

○休日 (原則)週休2日(土・日)、休日、年末年始

○報酬月額 170,700円

○雇用保険、健康保険、厚生年金保険あり

○交通費、期末手当あり(市職員に準じて支給)

■選考方法

第1次審査(面接に

よる。面接日時は別途通知します。

■応募方法

①履歴書(市販のもので結構です)

②介護支援専門員登録証明書の写し

※主任介護支援専門員の場合は、研修終了証の写しを添付。

③運転免許証の写し

①～③を伊予市総務部総務課人事担当へ提出してください。

※提出書類は返却いたしません。

■受付時間

8時30分～17時30分(休日を除く)

■問い合わせ・提出先

伊予市総務部総務課人事担当
(〒799-13193、伊予市米湊820番地)

社会福祉事業功労者の『厚生労働大臣表彰』を受賞

国では、福祉事務所等の職員として永年地域社会の福祉向上に顕著な功績を尽くされた方を表彰しています。

この度、吉澤京子さん(福祉課)の功績が認められ、受賞にいたしました。

ご利用ください『勤労者教育融資』制度

産業経済課(内線573)

市では、労働金庫と提携し、市内の勤労者の皆さんやその家族の方の教育(高等学校卒業後就学年限2年生以上)に必要な資金を融資する制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■対象者

○市内に居住又は居住しようとする20歳～59歳の勤労者で、同一事業所に1年以上勤務している方

○市税を完納し、前年の給与所得が150万円以上1千万円未満の方

■融資金額 1世帯300万円以内

■返済期間 15年以内(据置期間4年含む)

■金利 年2.00%(固定金利)

《平成18年11月現在》

■保証 労働金庫の指定する保証機関の保証が必要となります。

■問い合わせ 四国労働金庫愛媛支店 ☎948-1121)又は、産業経済課。

一定の障害のある方は

『老人保健制度』で医療を受けることができます

保険年金課(内線545)

65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請をすることにより老人保健制度で医療を受けることができます。

■対象者

65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方

○身体障害者手帳

・身体障害者等級表による級別の、1～3級に該当する方

・同表の4級の一部に該当する方

○精神障害者手帳

・障害等級の1・2級に該当する方

○療育手帳

・手帳等に記載されている表示が「A」又は「B」のうち、身体障害者手帳4～6級所持者に該当する方

■窓口に参加する物

○身体障害者手帳等(障害の程度がわかるもの)

○被保険者証

○印鑑

水道検針票の広告を募集します！

水道課（内線712）

市では、平成19年度から水道検針票の裏面に有料広告の掲載を行っています。

水道検針票は、2か月に一度、本庁地区の上下水道を利用している全ての家庭・企業に配布しており、1回あたり約11,000枚、年間6回で約66,000枚配布されます。

かの1色刷

④ 広告の掲載料

全枠(年間100,000円)又は1/2枠(年間50,000円)

※ただし、掲載料のかわりに検針票の現物を納めていただくこともできます。

⑤ 配布枚数

年間約66,000枚

① 掲載の位置

『上下水道使用量等のお知らせ』の裏面

② 掲載面積

全枠(縦102mm×横67mm)又は1/2枠(縦50mm×横67mm)

③ 掲載のカラー

水色・赤色の2色刷又はどちら



■裏面(広告掲載イメージ図)	
(1/2枠の場合)	(全枠の場合)
<p>縦50mm×横67mm 年間50,000円</p>	<p>■掲載面積 縦102mm×横67mm</p> <p>■掲載料 年間100,000円</p> <p>■カラー 水色・赤色の2色刷、又は、どちらかの1色刷り</p>
<p>縦50mm×横67mm 年間50,000円</p>	

■申し込み方法

水道課へ直接お申し込みください。申込書は、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.ehime.jp/>)のダウンロードできます。

■申し込み受付期間

1月4日(木)～31日(水)

く支えあい・助け合い
伊予市災害時要援護者支援制度

福祉課（内線556）

長寿介護課（内線550）

健康増進課（内線733）

伊予市災害時要援護者支援制度とは、地震や風水害などの大災害発生時に、被害を受けやすい高齢者や心身に障害のある方を名簿登録し、消防や民生児童委員、地域の協力者と共に支援する制度です。

■登録の対象者

○ひとり暮らしの高齢者(70歳以上)

○寝たきり高齢者(70歳以上で、介護度3以上)

○身体障害のある方(手帳1～3級)主に単身生活の方(70歳未満)

○知的障害のある方(療育手帳所持者)主に単身生活の方(70歳未満)

○精神障害のある方(手帳1～3級)主に単身生活の方(70歳未満)

○障害者だけの世帯 など

※施設等入所者は除きます。

☆どんな災害のとき？

- ① 震度5以上の地震
- ② 避難勧告や指示のた風水害等
- ③ その他

☆だれにどんな協力してもらえるの？

まず、自助努力が必要なのは言うまでもありませんが、地域の自主防災組織、消防団、民生委員、高齢者家庭相談員、近隣の協力員(あらかじめ2人程度の方)にお願いしておきます。等の皆さんに次のようなことをお手伝いいただきます。

- ① 災害情報の伝達
- ② 安否の確認
- ③ 避難所への誘導 など

☆登録申請の方法はどうすればいいの？

市で把握している方には、それぞれの方法で既にご案内しています。それぞれの担当課窓口においてある申請書に記入し、その情報を協力関係者が共有するために、提供することの同意をいただくことになっています。

■登録を希望される方は、

- ・ 独居高齢者、寝たきり高齢者は、長寿介護課
- ・ 障害者、障害者世帯は、福祉課、又は、健康増進課

成人になった皆さん
20歳のスタートは国民年金から

保険年金課（内線547）

晴れて大人の仲間入りをされた皆さん、おめでとございます！

皆さんには、選挙権などさまざまな権利とともに、義務も生じることになります。例えば、国民年金に加入し、保険料を納めることも大切な義務の一つです。

国民年金は、皆さんを中心とした若い世代が納める保険料が、今のお年寄りの生活を支え、また、皆さん自身の老後の生活を保障するだけでなく、万一の事故や病気にも備えることのできる制度です。

20歳になつたばかりの皆さんは、「年金なんて遠い将来のこと」と思われるでしょうが、「備えあれば憂いなし」とも言えます。将来を安心して過ごすためにも、今からきちんと手続きをしておきましょう。

保険料の納付は、便利で安心な口座振替の「ご利用を！」

口座振替を利用すると、自動的に保険料が引き落とされるので、「ついついっかり」といった納め忘れを防ぐことができ安心です。

また、一度手続きをすることで、毎月納める手間が省けて、大変便利です。

保険料を納めるのが困難なときは、保険料免除制度・若年者納付猶予制度の申請を！

所得が少なく、保険料の納付が困難なときは、申請をして承認されると、その期間の保険料が免除又は、猶予されます。承認期間中の障害など不慮の事態に、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給対象になります。

年金手帳・印鑑を持参の上、保険年金課で申請してください。

学生の皆さんは、学生納付特例制度があります

学生本人に収入がない場合、届出をして承認されると、在学中の保険料が猶予される仕組みです。また、学生納付特例期間中の障害など不慮の事態に、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給対象になります。

在学証明書、又は、学生証（面写し）、年金手帳、印鑑を持参の上、保険年金課へ届出ください。

※詳しくは、市役所保険年金課、又は、松山西社会保険事務所（☎9251-5105）へお問い合わせください。

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話	
1	1(月)	K・シマダ	下吾川 983-6553	
	2(火)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450	
	3(水)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598	
	6(土)	友澤設備	大 平 982-1381	
	7(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598	
	8(月)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398	
	13(土)	未来設備	尾 崎 983-5282	
	14(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613	
	20(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066	
	21(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185	
	27(土)	功栄設備	中 村 982-5888	
	28(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553	
	2	3(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
		4(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

- 中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
 (有)田中興業 ☎967-1317
 (株)中山建設 ☎967-1035
 (有)栄電機設備 ☎967-1318
- 双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(11月末日現在)

	11月	累計	前年比
発 生	33件	227件	-15件
死 者	0人	3人	- 5人
傷 者	42人	291人	-18人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(11月末日現在)

	11月	累 計	前年比
侵 入 盗	41件	146件	+45件
自 動 車 盗	0件	4件	- 2件
オ ー ト バ イ 盗	3件	10件	-19件
自 転 車 盗	7件	53件	-47件
車 上 ね ら い	2件	36件	-10件

安全は一人ひとりの意識から
 安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『心肺蘇生法』が変わりました

伊予消防署 ☎ 982-0657

皆さんは、心肺蘇生法を知っていますか？

心臓や呼吸の止まった人の治療は、1分1秒を争います。救急車が来るまでに手をこまねいていては、助かる命も助けられません。そこで必要なのが、その場に居合わせた人による心肺蘇生法です。その心肺蘇生法が一部変更となりました。

○主な改正点

- ・呼吸をしていなければ、心肺蘇生を開始する。
- ・胸骨圧迫と人工呼吸の比率が30対2に変更
- ・AED(自動体外式除細動器)の使用法
- ・口対口の人工呼吸がためらわれる場合などは、胸骨圧迫のみを行うなどです。

心肺蘇生法を

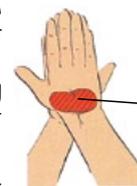
全く知らない皆さんは、呼びかけたり、身体を叩いたりして反応の無い人には、



呼吸の確認

呼吸を確認し(10秒以内)普段どおりの呼吸をしていなければ、胸の中央(想像上の両乳首を結んだ中

央)を1分間に100回程度4〜5cm(子どもは胸の厚さの1/3程度)沈むほど強く圧迫してください。



この部分(手のひらの付け根)で圧迫する。

それだけで、尊い命を助けられるかもしれません。勇気を持って心肺蘇生法を実施しましょう。※すでに心肺蘇生法の講習を受けた方や、変更前の心肺蘇生法ができる方は、従前の方法が否定されたわけではありませんので、ご自分ができる方法で実施してください。



各種団体や会社等(有志の方が何人か集まれば可)で救急講習等を希望される方は、最寄りの消防署までご連絡ください。より詳しい応急手当の方法や、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い方法を学ぶことができます。



『携帯電話による119番通報について』

携帯電話による119番通報は、電波を受信した基地局の所在する消防署に電話がかかります。伊予市においては、過去山口県柳井市から119番通報がかかったこともありました。愛媛県下なら、災害の発生した場所の管轄消防署へ119番の転送ができますので、保留になっても電話を切らず、そのままお待ちください。また、電話が切れた際は、再度119番するか、電源

■伊予市管内の火災と救急出場件数(11月末日現在)

種別	11月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	0	10	3	14
	0			1		
	0					
救急出場 件数	118	18	18	1,238	186	1,662
		154		238		

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

を切らずにそのままお待ちください、消防署から掛けなおします。※伊予市では、119番通報のセンター方式をとっており、中山出張所、双海出張所へ転送されます。

伊予市消防出初式
のお知らせ

■日時 1月21日(日)
9時30分～

■場所 長沢グラウンド
(伊予市中山町佐礼谷1号4)

